

広島市青少年センター使用料返還申請書

使用料還付事務受託者
 広島市中区加古町4番17号
 公益財団法人広島市文化財団
 理事長様

平成 年 月 日付け第 号で^{空白で}使用許可を受けた下記の事項について、使用の取消し及びこれに伴う使用料の返還を申請します。

記
 返還申請書を提出した日時 (注) 太枠内のみご記入ください。

平成 年 月 日

申請団体名	ヤングーズ		
代表者名	青少 太郎	TEL (082)	228 - 0447
団体又は代表者の住所	広島市中区基町5-61		
申請者名 (代表者と異なる場合)	※代表者ではない方が申請する場合は委任状がいる! TEL () -		
取消日時	平成 29 年 4 月 21 日 (水曜日) 9 時 00 分 ~ 13 時 00 分		
使用室名	第一会議室	既納使用料	3,680 円
取消理由	人数がそろわないため、時間を短縮する 使用申請書に記入されている金額		
返還対象 既納使用料	1,840 円	返還額	920 円

◎以下の欄には記入しないでください。

返還額
<input type="checkbox"/> 1 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
<input type="checkbox"/> 2 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
<input checked="" type="checkbox"/> 3 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

使用の取消し又は変更の申し出受付日 平成 29 年 4 月 17 日

<提出書類>

- 使用料返還申請書(本申請書)
- 使用許可書の写し
- 領収証書の写し
- 使用料減免承認書の写し(減免の承認を受けている場合)
- 委任状(代理人が還付金を受け取る場合)

上記取消理由及び提出書類を確認しました。 (受付者) 青少 花子 (担当者の名前)

上記のことについて、広島市青少年センター条例第9条第3号に該当するため、既納の使用料を(全額・半額)返還してよいでしょうか。

決裁

係	主任	館長	返還決定番号 第 号
			返還決定年月日 平成 年 月 日

返還申請書を提出された日 A4 CCP 5年保存 (印鑑など漏れなく全てそろった時点で)